

## 4-(2)-ii 新しい「第 7.X 章 研究及び教育における動物の使用」に関する章の作成

## 1. 経緯

- 2005 年 新しく実験動物に関する章を作成することを決定。
- 2007 年 12 月 実験動物のアニマルウェルフェアに関するアドホックグループを立ち上げ基準原案の作成を開始。
- 2009 年 3 月 アドホックグループの検討結果を元にコード委員会にて章案を作成。加盟国への意見照会。
- 2009 年 10 月 加盟国からの意見を踏まえ再度コード委員会にて案を改正。加盟国への意見照会。
- 2010 年 2 月 各加盟国からの意見を踏まえ再度コード委員会にて案を改正し、現案を提示。

## 2. 主な内容

## (1) 序文

実験動物は必要な範囲に留めること、アニマルウェルフェアに配慮することなどの留意事項や各施設での記録の必要性等について記載。

## (2) 適用範囲

この基準が、研究及び高等教育にて使用される哺乳類及び鳥類に適用される旨規定。

## (3) 監督の枠組み

担当官庁、監督を行う組織及び施設の役割について規定。

## (4) 訓練及び能力の保証

獣医師、動物のケアスタッフ、学生あるいは監督枠組みを遂行する者に関する要件を記載。

## (5) 獣医ケア

獣医師による動物の死後検査や診療記録に関する要件及び人獣共通感染症に関するアドバイスなどについて規定。

## (6) 動物の由来

動物の購入元やその移動記録などに関する要件について規定。

## (7) 施設および環境

施設や各種環境（換気・温度・湿度・照明・騒音）に関する要件について規定。

## (8) 飼養

動物の輸送や馴化、飼料、水などに関する要件について規定。

### 3. 論点

世界共通のコードとして使用するにあたり、追加すべき事項あるいは削除すべき事項はないか。

### 4. 備考

我が国は、2009年9月に開催されたコード委員会のレポートにて提示された「研究及び教育における動物の使用」章案に対し、下記のとおり OIE に意見を提出した。

- ・ コード案中で使用されていない用語について定義規定を削除するよう提案した。
- ・ 担当官庁が政府以外の組織のシステムを実行する (implement) ことはできないので、担当官庁の役割をシステムの実行 (implement) ではなく適切な実行の保証 (ensure appropriate implementation) に修正するよう提案した。
- ・ 地域委員会や各種団体など、監督を行う機関を指す様々な言葉が使用されていることから、それらを整理して監督機関 (oversight body) とすることを提案した。
- ・ 「監督及びThree Rsの実施の確保のために、最低限科学者、獣医師、一般人を含むべき」との記載において、何にこれらの者が含まれるべきなのか記載がないことから、監督機関にこれらの者が含まれるべき旨明確化することを提案した。
- ・ 動物ケアプログラムの作成主体が不明確であるため、実験・教育を行う施設であることを明確化することを提案した。
- ・ 「担当官庁に動物ケアプログラムへのコンプライアンスを担保するための適切な行動をとる権力を付与するために関連する法令に含まれるべきである。」との記載を、何が法令に含まれるのか明確ではないこと、また、担当官庁以外の監督団体が行動を起こす可能性を考慮し、「ノンコンプライアンスがあった場合には監督団体がコンプライアンスを担保するための適切な行動をとるべきである。」に修正することを提案した。